

中野区再犯防止推進計画の概要

■計画の目的

再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画及び東京都再犯防止推進計画を勘案し、中野区における取組を明らかにすることを目的として策定する。

■計画期間

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間

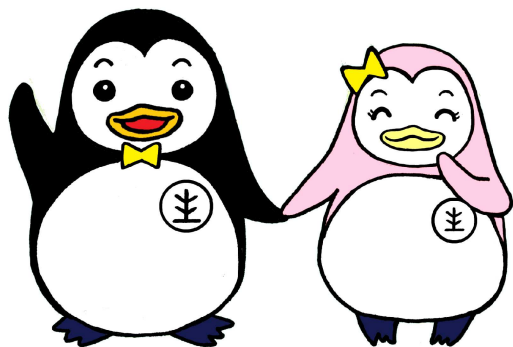
■目指すべき将来像

中野区地域包括ケアシステム推進プランや中野区ユニバーサルデザイン推進条例に示された中野のまちの将来像をもとに、次のとおりとする。

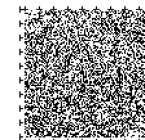
- 犯罪や非行をした人の立ち直りを支えるまち
- 支援を必要とする人を孤立させない見守り・支えあいのまち
- 多様な生き方・個性・価値観が受け入れられ、誰もが安心してすこやかに自分らしく暮らすまち

■基本方針

- ① 支援にかかわる関係者・関係機関等の緊密な連携・協力
- ② 一人ひとりの特性に応じた切れ目のない支援
- ③ 犯罪被害者の人としての尊厳への配慮と置かれている状況への理解
- ④ 広く区民の関心と理解を得るためのわかりやすく効果的な広報

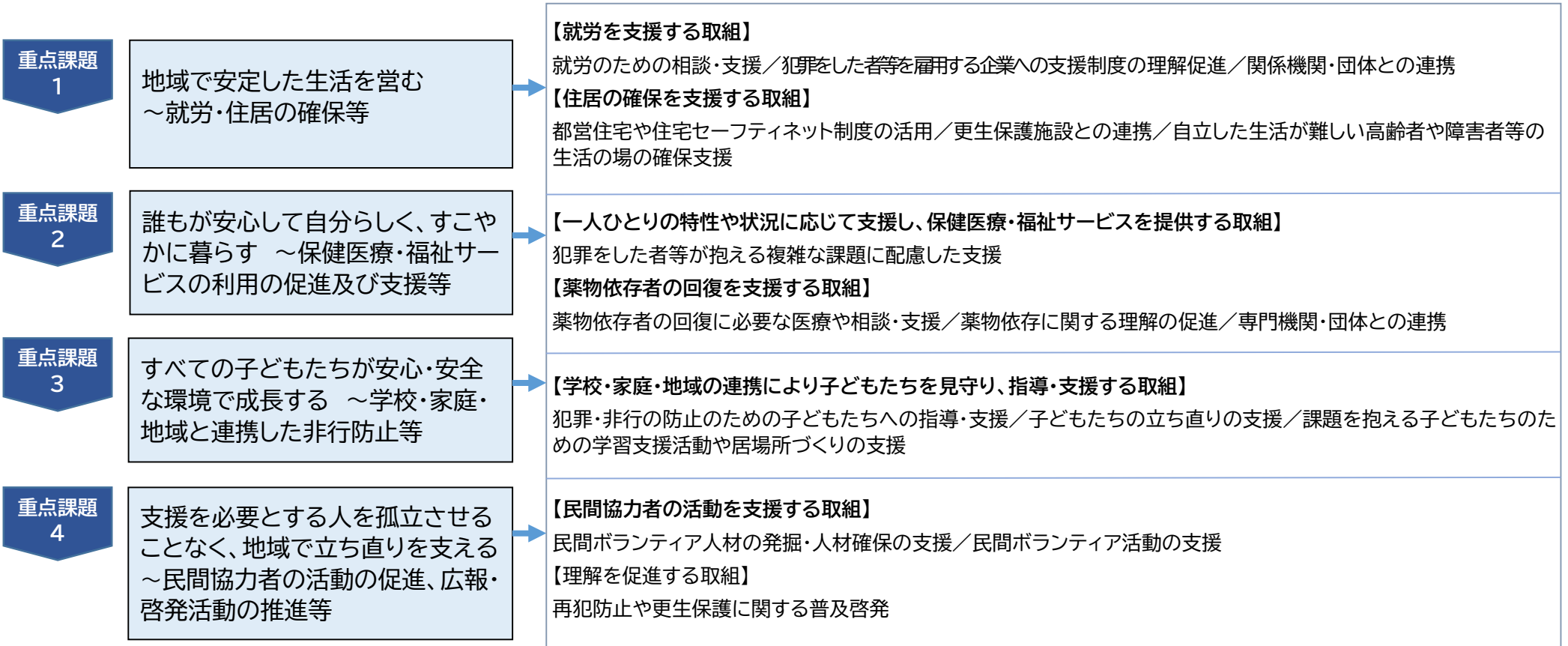


このマークは、目の不自由な方などのための音声コードです。専用の装置またはスマートフォン専用アプリ等を使うと、紙面の情報を音声で聞くことができます。



重点課題と主な取組

主に再犯の防止を目的としているもののほか、犯罪をした者等か否かを問わず、広く区民を対象に提供している各種サービス等で、犯罪防止や再犯防止、更生保護につながる取組を掲げている。



計画の
推進体制

【推進体制の整備】

- ・関係機関・団体との連携・協力
- ・職員の理解促進と対応力の向上
- ・計画の進捗状況の把握等

【地域での取組の推進】

- ・保護司など更生保護ボランティアへの支援
- ・民生委員・児童委員、町会・自治会等への理解促進

